

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、営業職として就労するとともに、夏場になると、海水浴場において会社の関連会社が運営する海の家での業務にも従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、自宅で縊死しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成○年○月○日午後○時頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人らは、被災者の母である請求人が被災者の様子の変化を確認しており、自殺前における被災者の症状等からすると、平成〇年〇月下旬から当該自殺までの間に、うつ病エピソードを発病していたことは明らかである旨主張している。

労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、被災者の精神障害の発病の有無について、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は精神障害の既往歴もなく、専門医への受診歴もないことから、死亡前の被災者に発病をうかがわせる症状の出現や変化が見られたかどうかについて、請求人及び会社等の関係者からの聴取内容を基に検討したが、精神障害を発病していたと推認するだけの明らかな心身の変調や症状の出現は認められない。」旨の意見を述べている。また、C医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「被災者が精神障害を発病していたと考えるに足りる行動の変化や気分の変調を、請求人の申告以外の複数の関係者の申述から指摘することはできない。殊にうつ病エピソードの主徴候である抑うつ気分、興味と喜びの喪失及び活動性の減退をうかがわせる証言はなく、睡眠の障害があったとしても、アルコール常用に関連する身体依存、精神依存の関与を考慮する必要がある。したがって、被災者が請求人の訴えるような精神障害を発病したとみなすことはできない。」旨の意見を述べている。

当審査会も請求人らの主張を踏まえ、本件の一件記録を精査したが、被災者の精神障害の発病を合理的に推認するに足りるものは認められず、請求人によ

る被災者の発病時期の様子に係る申述を加味しても、発病に至っていたとは判断し難く、かえって、同人の職歴や生活歴をみると、長年にわたって社会適応状況が良好ではなく、しかも、アルコール依存症も推認し得る常習的な飲酒行為が認められることを勘案すると、専門部会及びC医師の意見は妥当であり、被災者は精神障害を発病していたものとは認められないものと判断することが相当である。

なお、請求人らは、本件公開審理において、発病した疾病が「適応障害」であった可能性も含めて、精神障害の発病の有無について鑑定を行うべき旨主張しているが、当審査会としては、上記のとおり、関係者の申述を精査するとともに、一件記録から被災者の生活状況を十分に把握し得ると判断した上で、被災者は精神障害を発病していたものとは認められないと判断したところであり、改めて鑑定を行う必要性は認められず、その主張を採用することはできない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準では対象疾病が定められ、その対象疾病を発病していることが「第2 認定要件」の1において定められている。

そうすると、上記(1)で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められないことから、認定要件の1を満たさず、他の認定要件を審査するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(3) その他請求人らの主張についても子細に検討したが、被災者が精神障害を発病していたと認められない以上、これらを採用することはできない。

(4) なお、上記(2)で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められず、その死亡は業務上の事由によるものとは認められないものではあるが、請求人らが精神障害の発病の可能性について強く主張していることから、当審査会においては、被災者が平成○年○月下旬から当該自殺までの間に認定基準の対象疾病である何らかの精神障害を発病したものと仮定して、業務に係る出来事についても念のため検討することとした。

ア 被災者の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による

心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

イ 請求人は、「被災者は、平成○年○月○日にD市の土地の売買契約の件で、E社長から酷く怒られたことがあった。2時間あるいは6時間くらい立たされたままで、みんなの前で怒られていた。」及び「被災者は頻繁に海の家でFから仕事のことで『ちゃんとしろ。』と文句を言われたことがあった。」旨述べている。

一方、E社長は、「D市の土地の件については、被災者に担当させていたが、手続が進んでいなかったため、『後の処理のことは、お前には頼まん。』と言った。冷たく突き放すような言い方をしたと思うが、理不尽な叱責をした覚えはない。」旨述べ、Fは、「被災者がよくお酒を飲んで酒臭いまま海の家に来たり、遅刻したりしたことを注意したことがある。」旨述べている。また、同僚のGは、「平成○年○月下旬頃か○月初めの頃、被災者とともにE社長から指示を受けたが、同社長の口調も怒るという言い方はしていなかった。Fも、口調はきつく聞こえるが、被災者に対して叱責があったとは思えない。」旨述べている。

これらの申述からすると、請求人が主張する出来事は、被災者の業務遂行状況や勤務態度に対する指導であり、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみることができるが、それは部下に対する一般的な通常の指導であって、業務指導の範囲を逸脱するような強い叱責があったものとは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 請求人らは、「平成○年○月になって、不動産の仕事に海を家の仕事に加えられた。海を家の仕事が終わると、事務所に戻り、深夜まで不動産の仕事をした。」及び「平成○年○月○日から同年○月○日まで1日の休みもなく働かされた。」旨述べるとともに、「発病直前の連続した2か月間におおむね120時間以上の時間外労働時間が認められる。」、「時間外労働時間が大幅に増加した」及び「2週間以上の連続勤務や1か月以上の連続勤務が認められる。」旨述べている。

よって、請求人らの各主張について、以下、検討する。

(ア) 請求人らが、本来の不動産営業の業務に加え、平成○年○月からは海を

家の業務が付加されたと主張する出来事について

a 被災者は平成○年の夏頃から海の家の仕事に関わっており、当該業務には十分に慣れていたものと推認されるところ、監督署長が認定した平成○年○月○日から同年○月○日までの時間外労働時間（66時間57分）と同年○月○日から同年○月○日までのそれ（119時間45分）とを比べると、おおむね2倍弱に増加しているものの、E社長は、「海の家期間は、被災者に不動産関係の仕事は任せていなかった。特に、平成○年○月以降は、不動産関係では特定の仕事を持たせていなかった。事務所で何をしていたのか本当に分からない。」旨述べ、同僚のGは、「被災者は海の家へ来ても、途中で中抜けして、そのまま帰ってこないこともあった。中抜けしていたのは1週間のうち半分くらいはあった。」及び「質的にも量的にも、海の家勤務の後に事務所で長時間しなければならぬほどの不動産関係の仕事が被災者にあったとは考えられない。」旨述べている。

b 以上のことから、請求人らの主張する出来事を、認定基準別表1の「仕事の内容・仕事の量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、海の家の仕事は以前にも数年にわたって経験していたものであり、また、不動産関係の業務はおおむね免除されていたことからすれば、仕事の内容や量に大きな変化があったとはいえず、当該出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

（イ）請求人らが、被災者は発病直前の連続した2か月間におおむね120時間以上の時間外労働に従事したと主張する出来事について

a 監督署長が認定した平成○年○月○日から同年○月○日まで及び同年○月○日から同年○月○日までの時間外労働時間数は、それぞれ117時間及び119時間45分であって、おおむね120時間となっている。

b しかしながら、上記（ア）のaでみたように、海の家という業務の内容とそこでの被災者の立場、さらには相当程度中抜けをし、その間に不動産関係の仕事をしていたとの事実を示唆する何らの証拠や申述もないことなどからみて、被災者が精神的に常時緊張を強いられたものとは認め難い。仮に、認定基準別表1の「1か月に80時間以上の時間外労働

を行った」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、当該出来事による心理的負荷の総合評価は「中」とどまるものと判断する。

(ウ) 請求人らが、被災者は2週間以上の連続勤務や1か月以上の連続勤務に従事していたと主張していることについて

a 監督署長が認定した被災者の就労状況をみると、平成○年○月○日から同月○日までの27日間、同年○月○日から同年○月○日までの34日間及び同年○月○日から同月○日までの13日間、被災者は連続して勤務したことが認められる。

b しかしながら、上記(ア)のaでみたように、当該業務の内容や密度からみて、被災者が精神的に常時緊張を強いられたものとは認め難く、また、連日深夜に及ぶような時間外労働を行うほどの仕事量があったとは認められないことから、認定基準別表1の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、当該出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」とどまるものと判断する。

エ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価は、労働時間の長さに関連する「中」及び「弱」があるにとどまるどころ、上記のとおり、当該業務の内容や密度からみて、被災者が精神的に常時緊張を強いられたものとはいえず、強い心理的負荷があったものとは認め難いことから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

3 被災者は認定基準に定める対象疾病を発病しているものとは認められず、仮に何らかの精神障害を発病していたとしても、業務による心理的負荷の全体評価は「中」であって、当該精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。